

	質問内容	回答
問1	第5期から第6期への変更点は？	現在の交付金額が基礎単価(8割)と体制整備単価(2割)に分けられ、ネットワーク化活動計画を作成しないと10割交付されなくなります。
問2	ネットワーク化活動計画とは？	①複数の協定間でネットワーク化をして活動等の連携を図る。(ネットワーク化)②複数の協定を統合し一つの協定を作る。(統合)③多様な組織等の参画を目指す。(多様な組織等の参画) この3つの内のどれかを選択し、今後の担い手不足解消のために活動するための計画の事です。
問3	ネットワーク化活動計画はいつまでに作成しないといけないのか？	まず、ネットワーク化活動計画を作成するか否かを決め、作成をする場合は令和11年度(5年後)までに作成をしなければなりません。
問4	令和11年度の最後にネットワーク化活動計画を作成しても問題はないのか？	問題ありません。 ただし、作成後の体制づくり整備のため中間年を目途とし、早期に作成していただくことが望ましいです。
問5	ネットワーク化活動計画の内容はいつまでに実現する必要があるのか？	原則、第6期対策期間中にネットワーク化や統合等に着手・実行していただく必要があります。 ただし、計画の内容から考えて5年間で実現することが難しい場合については令和12年以降にすることも可能ですが、その場合は農林課までご相談ください。
問6	ネットワーク化活動計画を作成しない場合ペナルティがあるのか？	最初からネットワーク化活動計画を作成せず、基礎単価の8割の交付を受ける場合であればペナルティはありません。 しかし、作成するとして10割の交付を受けていた場合は協定書に作成する旨を位置付けた年に遡って交付した2割分を返還していただきます。
問7	ネットワーク化活動計画が実現できなかった場合にペナルティがあるのか？	現時点では返還等の取決めはありませんが、作成の段階から実現可能な計画として十分に協議を行ってください。

	質問内容	回答
問8	体制整備単価の適用中にネットワーク化活動計画は毎年作成・見直しをする必要があるのか？	作成は1回のみで構いません。 しかし、総会時等で計画の実現にむけて協定内で合意形成を図り、必要に応じて見直しを行ってください。
問9	ネットワーク化や統合に関してなにか基準があるのか？	協定内の面積が概ね10ha以上となるようにネットワーク化や統合を行ってください。
問10	ネットワーク化や統合を行う協定等に決まりはあるのか？	特に決まりはありません。 協定は隣接している必要はありませんが、活動の連携や事務の一元化を考えた際に現実的になるように配慮してください。
問11	既に協定内の面積が10ha以上ある協定はどうしたらよいのか？	ネットワーク化活動計画の②統合の中に既に10ha以上ある協定向けの選択項目が用意されています。
問12	多様な組織等の参画について、人数等に縛りがあるのか？	ネットワーク化活動計画で多様な組織等の参画を選んだ場合は構成員の10%以上(1～10人であれば1人、11～20人であれば2人)を含める必要があります。
問13	現在の構成員に多様な組織の構成員や非農業者が10%以上いる場合、新たに構成員を探す必要があるのか？	第5期以前の構成員に多様な組織の構成員等が10%以上いる場合であれば、現行の状態のまま③多様な組織等の参画を選択いただけます。
問14	「非農業者」の定義とは？	農業に従事し、農業所得を得ている人(営利目的の営農)や自給のために農業を行っている方は「農業者」に区別されます。 「非農業者」は、所有農地を全て貸し出している等の土地持ち非農家や農業収入を目的としない農業ボランティア等が含まれます。